農事組合法人 定款の必要記載事項チェック表

法人の名称（予定）：＿＿＿＿　　事業の区分（1号・2号・1号2号）：＿＿＿＿　　確認した日：＿＿＿＿

区分	記載事項	根拠（農協法）	定款の条	決めた内容	確認
必要	事業	72条の16（28条1項1号）			
必要	名称	72条の16（28条1項2号）			
必要	地区	72条の16（28条1項3号）			
必要	事務所の所在地	72条の16（28条1項4号）			
必要	組合員たる資格、加入・脱退	72条の16（28条1項5号）			
必要（出資制）	出資1口の金額と払込みの方法、1組合員の出資口数の最高限度	72条の16（28条1項6号）			
必要（出資制）	剰余金の処分と損失の処理	72条の16（28条1項8号）			
必要（出資制）	利益準備金の額と積立ての方法	72条の16（28条1項9号）			
必要	事業年度	72条の16（28条1項11号）			
必要	公告の方法	72条の16（28条1項12号）			
必要	役員の定数、職務の分担と任免	72条の16第1項2号			
定めたとき	存立時期	72条の16第2項（28条3項）			
定めたとき	現物出資をする者と財産・価額・出資口数	72条の16第2項（28条3項）			
任意（確認）	役員の任期（3年以内）	31条1項（73条2項で準用）			
任意（確認）	総会の招集・定足数・議決・特別決議	72条の26〜30			
任意（確認）	書面・代理人による議決と議事録	72条の14、46条の4			
任意（確認）	配当の方法	72条の31			

- 「必要」は定款に必ず書く事項（非出資の法人は、出資・剰余金・利益準備金の3つを書かなくてもよい）、「定めたとき」はその定めをする場合に書く事項です。
- 「定款例の条」は、農林水産省の定款例（出資制の場合、令和5年3月29日改正）の条の番号です。自分の定款の条の番号とは違うことがあります。

農事組合法人 定款の構成（章立ての例）

法人の名称（予定）：＿＿＿＿＿＿

章	主な条項	自分の定款で決めること・注意
総則	目的、名称、地区、事務所、公告の方法	名称には「農事組合法人」の文字を入れる（72条の5）
事業	行う事業、組合員以外の利用	1号・2号のどちらを行うか。組合員以外の施設利用は組合員の利用の5分の1まで（72条の10）
組合員	資格、加入、資格変動の届出、持分の譲渡、相続による加入、脱退、除名、持分の払戻し、出資口数の減少	加入の諾否を誰が決めるか。脱退の予告期間。除名の理由と弁明の機会
出資（出資制のみ）	出資義務、出資1口の金額と払込み	1口の金額、分割払込みにするか、1人が持てる口数の上限、現物出資を認めるか
役員	定数、選任、解任、代表理事、職務、責任、任期、特別代理人	監事を置くか。理事は農民である組合員から選ぶ（72条の17）。任期は3年以内
総会	招集、招集手続、決議事項、定足数、緊急議案、議事、特別決議、書面・代理人による決議、議事録	通常総会の時期、議決権行使書面を通知と一緒に送るか、代理人になれる人
会計	事業年度、剰余金の処分、利益準備金、資本準備金、配当、損失金の処理	配当を利用分量・従事分量・出資のどれで行うか
雑則・附則	残余財産の分配、設立当初の役員と任期	設立当初の役員の氏名

ミノリス（minorisu.com）

1号法人と2号法人の違い

項目	1号法人	2号法人（農業経営農事組合法人）
行える事業（72条の10）	農業に係る共同利用施設の設置（施設を使った組合員の生産物の運搬・加工・貯蔵を含む）、農作業の共同化	農業の経営（関連する加工・販売などや、農業と併せて行う林業の経営を含む）
出資	出資制・非出資制のどちらもできる	出資制でなければならない（非出資の法人は2号の事業を行えない）
組合員になれる者（72条の13）	農民	農民、農協・農協連合会、現物出資をした農地中間管理機構、事業の物資・役務を受ける者などで政令で定めるもの（農民以外は総組合員の3分の1まで）
常時従事する人（72条の12）	決まりなし	組合員と同じ世帯の人以外が、常時従事する人の3分の2を超えてはならない
農地	—	農地を所有するには、農地法の農地所有適格法人の要件も満たす必要がある

ミノリス（minorisu.com）